

# 官報号外 昭和二十七年六月十三日

## ○第十三回 参議院会議録第五十一号

昭和二十七年六月十三日(金曜日)午前

十時四十五分開議

議事日程 第五十号

昭和二十七年六月十三日

午前十時開議

第一 旅行あつ旅業法案(石村幸作、作者外六名発議) (委員長報告)

第二 海上警備隊の職員の給與等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第三 宗教教化教材機具の物品税免除に関する請願 (委員長報告)

第四 労務用加配酒存続に関する請願 (委員長報告)

第五 労務用特価酒存続に関する請願(二件) (委員長報告)

第六 労務加配酒存続に関する請願 (委員長報告)

第七 銀行従業員給與に対する大臣の干渉、統制排除の請願 (二件) (委員長報告)

第八 在外資産の調査に関する請願 (委員長報告)

第九 農業協同組合に対する課税減免の請願 (委員長報告)

第一〇 文化財保護法による指定

昭和二十七年六月十三日 参議院会議録第五十一号 議長の報告

國宝等の物品税廃止に関する請願 (委員長報告)	人事委員会	北村 一男君
第一 織物消費税廃止に伴う特別措置の請願 (委員長報告)	文部委員会	白波瀬米吉君
第二 石炭手当に対する所得税免除の陳情 (委員長報告)	農林委員会	山田・佐一君
第三 諸般の報告は朗讀を省略いたします。	予算委員会	加納 金助君
内閣委員の辞任を許可した。	決算委員会	森田 勝壽君
内閣委員 同人事委員	議院運営委員会	中川 幸平君
同 大蔵委員	同	安井 隆圓君
同 文部委員	同	高橋進太郎君
同 農林委員	同	草葉 隆圓君
同 上様 記	公營住宅法の一部を改正する法律案	(田中一君外八名発議)
同 草葉 隆圓君	同	赤松 常子君
同 加納 金助君	同	北村 一男君
同 森田 勝壽君	同	中川 幸平君
同 安井 謙君	同	北村 一男君
同 中川 幸平君	同	白波瀬米吉君
同 高橋進太郎君	同	草葉 隆圓君

つて議長は即日これを建設委員会に付託した。	議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗讀を省略いたしました。
一昨十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	内閣委員 同人事委員 同大蔵委員 同文部委員 同農林委員 同上様 記 同草葉 隆圓君 同加納 金助君 同森田 勝壽君 同安井 謙君 同中川 幸平君 同北村 一男君 同白波瀬米吉君 同高橋進太郎君
つて議長は即日これを建設委員会に付託した。	議院運営委員会 同決算委員会 同予算委員会 同公營住宅法の一部を改正する法律案 同公營住宅法の一部を改正する法律案 同公營住宅法の一部を改正する法律案 同公營住宅法の一部を改正する法律案 同公營住宅法の一部を改正する法律案 同公營住宅法の一部を改正する法律案 同公營住宅法の一部を改正する法律案
同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨を衆議院に通知した。	議院運営委員会 同決算委員会 同予算委員会 同公營住宅法の一部を改正する法律案 同公營住宅法の一部を改正する法律案 同公營住宅法の一部を改正する法律案 同公營住宅法の一部を改正する法律案
同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨を衆議院に通知した。	議院運営委員会 同決算委員会 同予算委員会 同公營住宅法の一部を改正する法律案 同公營住宅法の一部を改正する法律案 同公營住宅法の一部を改正する法律案 同公營住宅法の一部を改正する法律案

国際連合の特權及び免除に関する国際連合と日本との間の協定の締結について承認を求めるの件	国際連合の特權及び免除に関する国際連合と日本との間の協定の締結について承認を求めるの件
千九百二十八年十二月十四日にジュネーブで署名された經濟統計に関する国際條約、議定書及び附屬書並びに附屬書の締結について承認を求めるの件	千九百二十八年十二月十四日にジュネーブで署名された經濟統計に関する国際條約、議定書及び附屬書並びに附屬書の締結について承認を求めるの件
昨十二日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	昨十二日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
日本赤十字社法案	日本赤十字社法案
耕土培養法案	耕土培養法案
農林委員会に付託	厚生委員会に付託

同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。

地方税法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

外國軍用艦船等に関する検疫法条例

造船法の一部を改正する法律

放送法の一部を改正する法律

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨を衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

同日本院は、衆議院提出案を可決した旨を衆議院に通知した。

ジュネーブで署名された經濟統計に關する国際條約を改正する議定書及び附屬書の締結について承認を求めるの件

同日修正議決した衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

外國軍用艦船等に関する検疫法特例

造船法の一部を改正する法律

放送法の一部を改正する法律

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律

同日本院は、衆議院提出案を可決した旨を衆議院に通知した。

明治十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可



その他の旅行に関するサービスを提供すること。

三 前号に掲げるものの外、対価を得て、他人の經營する運送機関若しくは宿泊施設を利用して、日本人若しくは外国人を運送し若しくは宿泊させ、又はこれらの方行為に附隨してその他の旅行に関するサービスを提供すること。

四 この法律で「旅行あつ旋業」とは、旅行あつ旋を行う事業をいふ。

五 この法律で「一般旅行あつ旋業」とは、旅行あつ旋を行う事業をいふ。

六 この法律で「邦人旅行あつ旋業」とは、邦人を対象とする旅行あつ旋業をいふ。

七 この法律で「一般旅行あつ旋業」または、外国人又は外国人及び日本人を対象とする旅行あつ旋業をいふ。

八 この法律で「邦人旅行あつ旋業」とは、日本人を対象とする旅行あつ旋業をいふ。

九 この法律で「一般旅行あつ旋業」または、邦人旅行あつ旋業と定め成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

十 この法律で「一般旅行あつ旋業」または、邦人旅行あつ旋業と定め成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

十一 この法律で「一般旅行あつ旋業」または、邦人旅行あつ旋業と定め成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

十二 この法律で「一般旅行あつ旋業」または、邦人旅行あつ旋業と定め成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

十三 この法律で「一般旅行あつ旋業」または、邦人旅行あつ旋業と定め成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

十四 この法律で「一般旅行あつ旋業」または、邦人旅行あつ旋業と定め成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

十五 この法律で「一般旅行あつ旋業」または、邦人旅行あつ旋業と定め成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

十六 この法律で「一般旅行あつ旋業」または、邦人旅行あつ旋業と定め成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

十七 この法律で「一般旅行あつ旋業」または、邦人旅行あつ旋業と定め成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

十八 この法律で「一般旅行あつ旋業」または、邦人旅行あつ旋業と定め成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

二 営業所又は代理店の名称及び位置

三 事業の經營上使用する商号があるときはその商号

四 申請者の氏名又は名称及び住所

五 申請書には、事業の計画その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

六 申請書には、事業の計画その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

七 申請書には、事業の計画その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

八 申請書には、事業の計画その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

九 申請書には、事業の計画その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

十 申請書には、事業の計画その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

十一 申請書には、事業の計画その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

十二 申請書には、事業の計画その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

十三 申請書には、事業の計画その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

十四 申請書には、事業の計画その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

十五 申請書には、事業の計画その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

十六 申請書には、事業の計画その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

十七 申請書には、事業の計画その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

十八 申請書には、事業の計画その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

くなつた日から一年を経過していない者

三 登録の申請前一年間に旅行あつ旋に附隨し不正な行為をした者

四 営業に関し成年者と同一の能

力と定め成年者と同一の能

又は被監者で復権を得ないもの

六 法人であつて、その役員のうち第一号から第三号まで又は

前号の一に該当する者があるも

の

七 一般旅行あつ旋業の登録にあつては、申請者又はその使用者その他の従業者が外国人を対象とする旅行あつ旋業と定め成年者と同一の能

力と定め成年者と同一の能

又は被監者で復権を得ないもの

八 一般旅行あつ旋業の登録にあつては、申請者又はその使用者その他の従業者が外国人を対象とする旅行あつ旋業と定め成年者と同一の能

力と定め成年者と同一の能

又は被監者で復権を得ないもの

九 一般旅行あつ旋業の登録にあつては、申請者又はその使用者その他の従業者が外国人を対象とする旅行あつ旋業と定め成年者と同一の能

力と定め成年者と同一の能

十 一般旅行あつ旋業の登録にあつては、申請者又はその使用者その他の従業者が外国人を対象とする旅行あつ旋業と定め成年者と同一の能

示をした日から四十日以内に旅行あつ旋業者が第二項の届出をしないときは、当該旅行あつ旋業の登録を取り消すことができる。

三 第一項第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、申請しなければならない。

四 第一項第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、申請しなければならない。

五 第一項第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、申請しなければならない。

六 第一項第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、申請しなければならない。

七 第一項第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、申請しなければならない。

八 第一項第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、申請しなければならない。

九 第一項第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、申請しなければならない。

十 第一項第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、申請しなければならない。

十一 第一項第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、申請しなければならない。

十二 第一項第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、申請しなければならない。

十三 第一項第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、申請しなければならない。

十四 第一項第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、申請しなければならない。

十五 第一項第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、申請しなければならない。

十六 第一項第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、申請しなければならない。

十七 第一項第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、申請しなければならない。

十八 第一項第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、申請しなければならない。

(営業所新設の場合の営業保証金)

第十條 旅行あつ旋業者は、事業の開始後、新たに営業所を設置したときは、当該営業所につき前條第一項本文に規定する割合の金額の

営業保証金を供託しなければならない。但し、その者が供託する営業保証金の総額が、その者が一般旅行あつ旋業者である場合において五十万円をこえ、又はその者が邦人旅行あつ旋業者である場合において二十万円をこえることと

なるときは、その超過分については、この限りでない。

二 第七條第一項から第四項まで並びに前條第一項及び第三項の規定は、前項の規定による変更の登録を運輸大臣に申請しなければならない。

三 第五條及び第六條の規定は、前項の規定による変更の登録の申請があつた場合に適用する。

四 第五條及び第六條の規定は、前項の規定による変更の登録の申請があつた場合に適用する。

五 第七條第一項から第四項まで並びに前條第一項及び第三項の規定は、前項の規定による変更の登録を運輸大臣に申請しなければならない。

六 第七條第一項から第四項まで並びに前條第一項及び第三項の規定は、前項の規定による変更の登録を運輸大臣に申請しなければならない。

七 第七條第一項から第四項まで並びに前條第一項及び第三項の規定は、前項の規定による変更の登録を運輸大臣に申請しなければならない。

八 第七條第一項から第四項まで並びに前條第一項及び第三項の規定は、前項の規定による変更の登録を運輸大臣に申請しなければならない。

九 第七條第一項から第四項まで並びに前條第一項及び第三項の規定は、前項の規定による変更の登録を運輸大臣に申請しなければならない。

十 第七條第一項から第四項まで並びに前條第一項及び第三項の規定は、前項の規定による変更の登録を運輸大臣に申請しなければならない。

十一 第七條第一項から第四項まで並びに前條第一項及び第三項の規定は、前項の規定による変更の登録を運輸大臣に申請しなければならない。

十二 第七條第一項から第四項まで並びに前條第一項及び第三項の規定は、前項の規定による変更の登録を運輸大臣に申請しなければならない。

十三 第七條第一項から第四項まで並びに前條第一項及び第三項の規定は、前項の規定による変更の登録を運輸大臣に申請しなければならない。

十四 第七條第一項から第四項まで並びに前條第一項及び第三項の規定は、前項の規定による変更の登録を運輸大臣に申請しなければならない。

二 特定の者に対して不当な差別的取扱をするものであるとき。  
(不正行為の禁止)

第十三條 旅行あつ旋業を営む者は、前條の規定による料金の届出をしないで料金を收受し、又は届け出た料金をこえて料金を收受し、その他旅行あつ旋に關し不正な行為をしてはならない。

(名義利用等の禁止)

第十四條 旅行あつ旋業を営む者は、その名義を他人に旅行あつ旋業のため利用させてはならない。  
2 旅行あつ旋業を営む者は、營業を他人にその名において經營させてはならない。

(事業の廃止等)

第十五條 旅行あつ旋業を営む者は、その事業を廃止し、又は事業の全部を譲渡したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2 旅行あつ旋業たる法人が左の各号の一に掲げる場合に該当する大臣に届け出なければならない。  
1 法人が合併により消滅した場合においては、その業務を執行する役員であった者  
2 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合においては、その清算人  
3 法人が破産により解散した場合においては、その清算管財人旅行あつ旋業者が死亡したとき

は、相続人は、被相続人の死亡を知つた日から三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

4 旅行あつ旋業者が死亡した場合において、相続人は被相続人の死亡後六十日以内に登録の申請をしたときは、相続人は、被相続人の死亡の日からその登録があつた旨又は登録を拒否する旨の通知を受けた日まで引き続き旅行あつ旋業を営むことができるものとし、この間の営業については、被相続人の受けた旅行あつ旋業の登録は、相続人が受けたものとみなし、被相続人の供託した営業保証金は、相続人が供託したものとみなす。

(営業保証金についての権利の承継等)

第十六條 旅行あつ旋業者が死亡し、旅行あつ旋業たる法人が合併により消滅し、又は旅行あつ旋業者がその事業の全部を譲渡したため、第二十條の規定による登録のまつ消滅があつた場合において、その日から六箇月以内に、その相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又はその事業の譲受人が旅行あつ旋業の登録を受け、且つ、第七條第一項、第十條第一項及び第十八條第一項、第十條第一項及び大條第一項の規定により供託された営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利の実行に關し必要な事項は、省令で定める。

(営業保証金の不足額の供託)

第十八條 旅行あつ旋業者は、前條第一項の権利を有する者がその権利を実行したため、営業保証金が第九條第一項に規定する額に不足することとなつたときは、省令で定める日から三十日以内に、その不足額を供託しなければならない。

い。

第二十一條 前條の規定による登録のまつ消滅があつたときは、旅行あつ旋業者であつた者又はその承継みます。

2 前項の届出をする場合には、供託物受入の記載ある供託書の写及びその営業保証金につき権利を承継した事實を證明する書面を添附しなければならない。

3 第一項の届出は、第七條第三項及び第四項の規定の適用については、同條第二項の規定による届出とみなす。

4 第一項の場合において、その営業保証金につき、旅行あつ旋業者であつた者との取引によつて生じた債権は、新たに旅行あつ旋業者と有する者があるときは、同條同項の権利の実行については、その債権とみなす。

5 第一項の場合には、六箇月以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又は登録を取り消しができる。

6 第四号から第七号までの間に掲げる者に該当することとなつたとき、又は登録当時第六條第一項各号の一に掲げる者に該当していいたことが判明したとき。

7 第六條第一項第二号若しくは第六條第一項各号の一に掲げる者に該当していいたことが判明したとき。

8 第六條第一項第二号若しくは第六條第一項各号の一に掲げる者に該当していいたことが判明したとき。

9 第六條第一項第二号若しくは第六條第一項各号の一に掲げる者に該当していいたことが判明したとき。

10 第六條第一項第二号若しくは第六條第一項各号の一に掲げる者に該当していいたことが判明したとき。

11 第六條第一項第二号若しくは第六條第一項各号の一に掲げる者に該当していいたことが判明したとき。

12 第六條第一項第二号若しくは第六條第一項各号の一に掲げる者に該当していいたことが判明したとき。

13 第六條第一項第二号若しくは第六條第一項各号の一に掲げる者に該当していいたことが判明したとき。

14 第六條第一項第二号若しくは第六條第一項各号の一に掲げる者に該当していいたことが判明したとき。

15 第六條第一項第二号若しくは第六條第一項各号の一に掲げる者に該当していいたことが判明したとき。

16 第六條第一項第二号若しくは第六條第一項各号の一に掲げる者に該当していいたことが判明したとき。

17 第六條第一項第二号若しくは第六條第一項各号の一に掲げる者に該当していいたことが判明したとき。

18 第六條第一項第二号若しくは第六條第一項各号の一に掲げる者に該当していいたことが判明したとき。

い。

は、前項の規定により供託する場合に準用する。この場合において、第七條第四項中「登録の告示をした日から四十日以内」とあるのは「第十八條第一項の省令で定める日から三十日以内」と読み替える。

2 前項の営業保証金の取りもどしは、当該営業保証金につき第十七條第一項の権利を有する者に対し六箇月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ、これをすることが可能となる。但し、営業保証金を取りもどすことができる事由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の公告その他営業保証金の取りもどしに關し必要な事項は、省令で定める。

4 第二十二條 第四條の規定による登録の申請をする者は、千円以下の範囲内において、政令で定める額の手数料を納めなければならぬ。

5 第二十二條 第四條の規定による登録の申請をする者は、千円以下の範囲内において、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

6 第二十二條 第四條の規定による登録の申請をする者は、千円以下の範囲内において、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

7 第二十二條 第四條の規定による登録の申請をする者は、千円以下の範囲内において、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

8 第二十二條 第四條の規定による登録の申請をする者は、千円以下の範囲内において、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

9 第二十二條 第四條の規定による登録の申請をする者は、千円以下の範囲内において、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

10 第二十二條 第四條の規定による登録の申請をする者は、千円以下の範囲内において、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

11 第二十二條 第四條の規定による登録の申請をする者は、千円以下の範囲内において、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

12 第二十二條 第四條の規定による登録の申請をする者は、千円以下の範囲内において、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

13 第二十二條 第四條の規定による登録の申請をする者は、千円以下の範囲内において、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

14 第二十二條 第四條の規定による登録の申請をする者は、千円以下の範囲内において、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

15 第二十二條 第四條の規定による登録の申請をする者は、千円以下の範囲内において、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

16 第二十二條 第四條の規定による登録の申請をする者は、千円以下の範囲内において、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

い。

人は、供託した営業保証金を取りもどすことができる。旅行あつ旋業者が一部の営業所を廢止した場合において、営業保証金の額が第九條第一項に規定する額をこえることとなつたときにおけるその超過額についても、また同様とする。

2 前項の営業保証金の取りもどしは、当該営業保証金につき第十七條第一項の権利を有する者に対し六箇月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ、これをすることが可能となる。但し、営業保証金を取りもどすことができる事由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の公告その他営業保証金の取りもどしに關し必要な事項は、省令で定める。

4 第二十三條 運輸大臣は、第七條第四項(第十一條第二項又は第十八條第二項において準用する場合を含む)若しくは前條第一項の規定による登録の取消をしたとき、又は第十五条の規定による届出があつたときは、当該旅行あつ旋業の登録をまつ消し、且つ、その旨を告示しなければならない。

5 第二十三條 運輸大臣は、第七條第四項(第十一條第二項又は第十八條第二項において準用する場合を含む)、第十二條第二項又は第十九條第一項の処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知し、公開による聴聞をしなければならない。当該処分に係る者又はその代理人は、聴聞の場所において

て意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

(職權の委任)

第二十四条 この法律に規定する運輸大臣の職權の一部は、政令で定める行政庁に行わせることができるものとする。

(訴願)

第二十五条 この法律の規定により行政庁のした処分に不服のある者は、訴願をすることができる。

(報告)

第二十六条 運輸大臣は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、旅行あつ旋業を営む者又はこれらの者の組織する団体に、運輸省令で定める手続に従い、その業務に関して報告させることができる。

(適用の除外)

第二十七条 この法律の規定は、国

の行う事業には、適用しない。

(罰則)

第二十八条 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項の規定に違反し

て一般旅行あつ旋業を営んだ者

二 第七條第三項（第十條第二項において準用する場合を含む）

の規定に違反してその事業を開

始した一般旅行あつ旋業者

三 第八條第一項の規定による交

換の登録を受けないで新たに設

立した一般旅行あつ旋業者

四 第十二條第一項の規定による

料金の届出をして料金を收受し、又は届け出た料金をこえ

て料金を收受した者

五 第十二條第二項の規定による命令に違反した者

六 第十四條の規定に違反してそ

の名義を他人に利用させ、又は旅行あつ旋業を他人に經營させた邦人旅行あつ旋業者

七 第十九條第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第三十條 第八條第一項の規定に違反して変更の登録を申請しなかつた者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に關し第二十八條から前條まで旅行あつ旋業者を罰する外、その法人又は人に對

三 第八條第一項の規定による变更の登録を受けないで新たに設置した営業所若しくは代理店においてその事業を開始した一般旅行あつ旋業者

四 第十四條の規定に違反してそ

の名義を他人に利用させ、又は

旅行あつ旋業を他人に經營させ

た一般旅行あつ旋業者

二 第三條第一項の規定に違反し

て邦人旅行あつ旋業を営んだ者

三 第七條第三項（第十條第二項において準用する場合を含む）

の規定に違反してその事業を開

始した邦人旅行あつ旋業者

四 第八條第一項の規定による交換の登録を受けないで新たに設立した邦人旅行あつ旋業者

五 第十二條第一項の規定による命令に違反した者

六 第十四條の規定に違反してそ

の名義を他人に利用させ、又は旅行あつ旋業を他人に經營させた邦人旅行あつ旋業者

七 第十九條第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第三十條 第八條第一項の規定に違反して変更の登録を申請しなかつた者は、一万円以下の罰金に処する。

三 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のよう

に改正する。

第四條第一項第十四号の十三

次に次の二号を加える。

十四の十四 旅行あつ旋業を登

しても、各本條の刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が当該違反行為を防止するため當該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又

は人については、この限りでない。

第三十二條 左の各号の一に該当する者（法人である場合はその代表者）は、一万円以下の過料に処す。

○山縣勝見君登壇、拍手

第二十二條第一項第二十三号の次に次の二号を加える。

二十三の二 旅行あつ旋業の登録に関する事。

○山縣勝見君登壇、拍手

して、併せて事故の場合の弁償に当ることに相成つてゐるのであります。なお、本法におきましては、料金を届出制にいたしまして、監督の途を開き、以て不正悪徳業者を取締ることに相成つてゐる所以あります。

この法律案の要旨は以上の通りであります。但し、法人又は人の代理人その他の従業者が当該違反行為を

防止するため當該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの

証明があつたときは、その法人又

は人については、この限りでない。

第三十二條 左の各号の一に該当する者（法人である場合はその代表者）は、一万円以下の過料に処す。

○山縣勝見君登壇、拍手

ない」という答弁であつたのであります。次に「料金につきましては、いかで如何に定め、又その有効な取扱はどうしてやるか」という質問であります。たが、これにつきましては、政府委員の答弁は、「修学旅行とか普通団体といふようなふうに、利用者の種類によつて幹旋行為ごとに料金の最高を示して、業者よりその料金の届出をせしめ、幹旋行為の都度届出をさせるのではない。而して若しそれが適正を欠くときには変更を命じ得るものである。又個々の行為の際において不当な料金を受けた事実が若しもあるならば、罰則を適用して、業界の釐正を図るつもりである」という答弁であつたのであります。その他、本法の解釈、適用、構成等につきまして細かい質疑がありますが、詳細は速記録によつて御覽願いたいと思うのであります。

以上で質疑を終りまして、討論に入ります。

海上警備隊の職員の給與等に関する法律案

（内閣提出、衆議院添付）を議題といたします。

○議長（佐藤尚武君） 日程第一、海上警備隊の職員の給與等に関する法律案（内閣提出、衆議院添付）を議題といたします。

（金銭又は有価物の支給）

（昭和二十三年法律第六十九号）の特例に関する事項等を定めるものとする。

（初任給）

（第五條） 新たに任用された海上警備官の俸給は、別表第一に掲げるその属する階級における俸給の幅の最低号俸による。但し、その海上警備官がその属する階級について必要な最低限度の知識又は経験をこえる知識又は経験を有する場合においては、政令で定めるところにより、これより上位の号俸によることができる。

（第六條） 海上警備官が現に受けている別表第一に掲げる号俸を受けることのできる場合には、その者

に至った時から左に掲げる期間を

終りまして、手続きをして採決に入り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申上げます。（拍手）

○議長（佐藤尚武君） 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤尚武君） 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

（この法律の趣旨）

第一章に規定する海上警備隊の職員（以下「隊員」という。）について、その給與、勤務時間及び休暇並びに恩給法（大正十二年法律第四十

八号）及び国家公務員共済組合法

（昭和二十三年法律第六十九号）の

特例に関する事項等を定めるものとする。

（第二條） いかなる金銭又は有価物

も、この法律に基かないで、隊員

に支給し、又は無料で貸與しては

ならない。但し、他の法律に別段

の定のある場合は、この限りでな

い。

（第三條） この法律の規定による給與

において若干困難な点もあると認める

ので、その実施に当つては実情に即し

た取扱をし、窮屈な取扱を避けるよう

に、当事者において運用して欲しい」

といふ希望を付して、賛成の旨意見の開陳がありました。これを以て討論を終りまして、手続きをして採決に入りました。

昭和二十七年四月十九日  
衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武殿

海上警備隊の職員の給與等に関する法律案

（内閣提出、衆議院添付）

（給與の支拂）

（第五條） 新たに任用された海上警備官の俸給は、別表第一に掲げるその属する階級における俸給の幅の最低号俸による。但し、その海上警備官がその属する階級について必要な最低限度の知識又は経験をこえる知識又は経験を有する場合においては、政令で定めるところにより、これより上位の号俸によることができる。

（第六條） 海上警備官が現に受けている別表第一に掲げる号俸を受けることのできる場合には、その者

に至った時から左に掲げる期間を

終りまして、手続きをして採決に入り可決した。

（第七條） 海上警備官の俸給は、別表第一に掲げるその属する階級における俸給の幅の最高号俸による

額である場合又は最高号俸による

額をこえている場合には、その者

が同一の階級にある間は、昇給し

ない。但し、それらの俸給日額を

受けている海上警備官で、その俸

給の中において直近上位の号俸に昇給させることができる。

するものに、その給與の全部又は一部を支拂うことができる。

2 隊員が、自己又はその収入によつて生計を維持する者の疾病、災害その他の政令で定めるこれらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給與の支拂を請求したときは、隊員の受けるべきその日までの給與をすみやかに隊員に支拂わなければならぬ。

一 一等海上警備士補の階級以下

の階級を有する者にあつては、

六月以上

等海上警備正の階級以下の階級を有する者にあつては、九月以上

を有する者にあつては、十月以上

三等海上警備正の階級以上の階級を有する者にあつては、十二月以上

等海上警備正の階級以下の階級を有する者にあつては、一年以上

良好な成績で勤務したときは、その者の属する階級における俸給の

額の中において直近上位の号俸に昇給させることができる。

給日額を受けた期間が長期にわたりるもの、勤務成績が特に良好であるもの等については、その海上警備官の属する階級における俸給の最高号俸による額をこえて、別表第二においてその者の俸給日額に該当する額に相応する号俸の直近上位の号俸の俸給日額に昇給させることができる。

4 前三項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

5 第一項から第三項までの規定の実施について必要な事項は、政令で定める。

(進級)

第七條 海上警備官が進級した場合において受けるべき俸給日額は、左の各号の定めるところによる。

一 進級の直前に受けた俸給の幅の最低号俸による額に達しない場合は、日額が、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅の最低号俸による俸給の幅の最低号俸による額をこえている場合においては、進級の直前に受けた俸給の幅のうち、降級の直前に受けた俸給日額の額が別表第二の俸給日額の欄に掲げる額のいずれの額にも該当しない場合は、進級の直前に受けた俸給日額の直前に受けた俸給の幅のうち、降級の直前に受けた俸給日額の直近下位の額

三 降級の直前に受けた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最高号俸による額をこえている場合は、降級の直前に受けた俸給日額の直前に受けた俸給の幅のうち、降級の直前に受けた俸給日額の直近下位の額

四 進級の直前に受けた俸給日額が、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅の最高号俸による額と等しい場合においては、その額

二 進級の直前に受けた俸給の幅のうち、政令で定めるところによる。この場合は、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅のうち、降級の直前に受けた俸給日額の直前に受けた俸給の幅のうち、降級の直前に受けた俸給日額の直近下位の額

五 進級の直前に受けた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅のうち、降級の直前に受けた俸給日額の直前に受けた俸給の幅のうち、降級の直前に受けた俸給日額の直近下位の額

三 降級の直前に受けた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最高号俸による額をこえている場合は、降級の直前に受けた俸給日額の直前に受けた俸給の幅のうち、降級の直前に受けた俸給日額の直近下位の額

四 進級の直前に受けた俸給日額が、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅の最高号俸による額と等しい場合においては、その額

二 進級の直前に受けた俸給の幅の最低号俸による額以上である場合は、日額が、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅の最低号俸による俸給の幅の最低号俸による額をこえていた場合は、「進級の直前に受けた俸給の幅の最低号俸による額に六十五円を加えた額」とする。

(降級)

三 降級の直前に受けた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最高号俸による額をこえていた場合は、「降級の直前に受けた俸給日額から六十五円を減じた額」とする。

第八條 海上警備官が降級した場合において受けるべき俸給日額は、左の各号の定めるところによる。

(俸給の支給)	二 十八歳未満の子及び孫	三 六十歳以上の父母及び祖父母	四 十八歳未満の弟妹
第九條 新たに海上警備官となつた者は、その日から俸給を支給する。但し、海上警備官以外の国家公務員が離職し、即ち海上警備官となつたときは、その翌日から俸給を支給する。	五 不具廃疾者	六 公務員となつた者は、前項第一号に掲げる者については日額二十円、その他の者については日額十五円日額二十円)とする。	七 第十二条 新たに前條第一項の海上警備官に左の各号の一に該当する事実が生じた場合は、当該海上警備官は、直ちにその旨を海上保安庁長官又はその委任を受けた者に届け出なければならない。同項の海上警備官に左の各号の一に該当する事実が生じた場合においても同様とする。
第十條 海上警備官の俸給は、その勤務した日にについてのみ支給する。但し、政令で定める日については、勤務しなかつた日でも支給することができる。	八 扶養手当の額は、前項第一号に掲げる者については日額二十円、その他の者については日額十五円	九 第十三条 新たに前條第一項の海上警備官に左の各号の一に該当する事実が生じた場合は、当該海上警備官は、直ちにその旨を海上保安庁長官又はその委任を受けた者に届け出なければならない。同項の海上警備官に左の各号の一に該当する事実が生じた場合においても同様とする。	十 第十四条 新たに前條第一項の海上警備官に左の各号の一に該当する事実が生じた場合は、当該海上警備官は、直ちにその旨を海上保安庁長官又はその委任を受けた者に届け出なければならない。同項の海上警備官に左の各号の一に該当する事実が生じた場合においても同様とする。
第十一條 三等海上警備士補の階級以上の階級を有する海上警備官には、その者に扶養親族がある場合には、扶養手当を支給する。	十一 扶養手当	十一 十八歳未満の子一人については日額二十円、六十歳以上の父母及び祖父母については日額十五円	十二 六十歳以上の父母及び祖父母
第十二條 新たに前條第一項の海上警備官に左の各号の一に該当する事実が生じた場合は、当該海上警備官は、直ちにその旨を海上保安庁長官又はその委任を受けた者に届け出なければならない。同項の海上警備官に左の各号の一に該当する事実が生じた場合においても同様とする。	十三 不具廃疾者	十三 六十歳以上の父母及び祖父母	十四 公務員となつた者は、前項第一号に掲げる事実が生じた場合においても同様とする。

昭和二十七年六月二十二日 参議院会議録第五十一号 海上警備隊の職員の給與等に関する法律案

該事実の生じた日から三十日を経過した後においてこれに係る同項の届出がされたときは、その届出を受理した日からその支給を開始し、又はその支給額を改訂する。

3. 扶養手当は、前條第一項の海上警備官に第一項第二号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実の生じた日の翌日以後は支給しない。

(乗船手当)

第十三條 海上警備隊の使用する船舶に乗り組むことを命ぜられた海上警備官には、乗船手当を支給する。

2 前項の乗船手当は、その乗船した日にについてのみ支給する。但し、政令で定める日については、乗船しなかつた日でも支給することができる。

3 第一項の乗船手当の額は、その受ける俸給の百分の二十五以内(船舶の機関部において職務を行ふ一等海上警備士補の階級以下)の階級を有する者については、百分の三十五以内)において政令で定める額とする。

(航海手当)

第十四條 海上警備隊の使用する船舶に乗り組むことを命ぜられた海上警備官には、その者が乗組む

船舶が、海上保安庁長官が定める定けい港を出港した日から当該定けい港に帰着するまでの航海を行ふ日について、航海手当を支給する。

2 前項の航海手当の額は、別表第三に定める三に定める額(船長又は船舶の編成の指揮者の職務を行う海上警備官については、別表第三に定める額にその十分の一を加えた額)とする。

3 第一項の海上警備官には、同項の航海について、國家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第二百四号)に規定する旅費を支給しない。

(營外手当)

第十五條 一等海上警備士補、二等海上警備士補又は三等海上警備士補の階級を有する海上警備官に

は、その者が海上保安庁法第二十五条の二十一の規定により海上保安庁長官の指定する集団的居住場所以外の陸上の場所に居住する場合には、その居住する日について、營外手当を支給する。

(寒冷地手当及び石炭手当)

第十六條 政令で定める海上警備官

には、政令で定めるところにより食事を支給する。

(被服の貸與等)

第十七條 海上警備官には、その職務の遂行上必要な被服その他これらに類する有価物を支給し、又は無料で貸與する。

2 前項の有価物の範囲及び数量並にその十分の一を加えた額)とする。

(療養)

第十八條 海上警備官が公務によらないで負傷し、又は疾病にかかりた場合には、国は、国家公務員共済組合法第三十條及び第三十一條の例により療養を行ふ。

(休職者の給與)

第二十條 海上警備官が公務上負傷し、又は疾病にかかり、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間中、これに伴給等の百分の七十以内を支給する。

(海上警備官以外の隊員の等級)

第二十一條 海上警備官以外の隊員の等級は、一級から十四級までとする。

2 前項の隊員の等級の上下は、一級を最も下の等級とし、二級を一級の上の等級とし、三級を二級の上の等級とし、以下この例にならうものとする。

(海上警備官以外の隊員の俸給等)

2 海上警備官が結核性疾患にかかり、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに伴給等の百分の八十を支給する。

2 前項の隊員の俸給については、第四條から第六條まで、第七條第一項、第八條第一項及び第二十條並びに一般職の職員の給與に関する

の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)第二條第一項から第三項まで及び第三條第一項の規定を準用する。この場合において、同法第二條第一項中「職員の俸給の月額と扶養手当の月額との合計額の百分の二十に相当する額の四月分」とあるのは「海上警備隊の職員の給與等に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)第二條第一項各号に規定する場合以外の場合に休職にされたときは、その休職の期間中、これに伴給等の百分の六十以内を支給する」とができる。

(海上警備官が海上保安庁法第十五條の十三第一項各号に規定する場合以外の場合に休職にされたときは、その休職の期間中、これに伴給等の百分の六十以内を支給することができる。

4 海上警備官が刑事事件に關し起訴されたため休職にされたときは、これに伴給等の百分の八十を支給することができる。

5 海上警備官が海上保安庁法第十五條の十三第一項各号に規定する場合以外の場合に休職にされたときは、その休職の期間中、これに伴給等の百分の七十以内を支給することができる。

4 海上警備官が海上保安庁法第二十二条の規定により海上保安庁長官の指定する集団的居住場所以外の陸上の場所に居住する場合に休職にされたときは、その休職の期間中、これに伴給等の百分の六十以内を支給することができる。

(海上警備官以外の隊員の等級)

第二十二條 海上警備官以外の隊員の等級は、一級から十四級までとする。

2 前項の隊員の等級の上下は、一級を最も下の等級とし、二級を一級の上の等級とし、三級を二級の上の等級とし、以下この例にならうものとする。

(海上警備官以外の隊員の俸給等)

2 海上警備官が結核性疾患にかかり、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに伴給等の百分の八十を支給する。

2 前項の隊員の俸給については、第四條から第六條まで、第七條第一項、第八條第一項及び第二十條並びに一般職の職員の給與に関する

官 報 (号外)

9

階級	俸給	別表第一									
		一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸
海上警備監	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
海上警備監補	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
一等海上警備正	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
二等海上警備士	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
三等海上警備正	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
一等海上警備士	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
二等海上警備士	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
三等海上警備士	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
一等海上警備士補	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250
二等海上警備士補	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
三等海上警備士補	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150

る法律（昭和二十五年法律第九十  
五号）第九條の二、第十五條及び  
第十九條の規定を適用する。この  
場合において、この法律の規定  
中「階級」とあるのは「等級」と、  
「俸給日額」とあるのは「俸給月額」  
と、「別表第一」とあるのは「別表  
第四」と、「別表第二」とあるのは  
「別表第五」と、第六條第一項第一  
号は「現に受ける俸給月額と直近  
上位の俸給月額との差額（以下「差  
額」という。）が四百円未満である  
者にあつては、六月以上」と、同  
項第二号は「差額が四百円以上千  
円未満である者にあつては、九月  
以上」と、同項第三号は「差額が千  
円以上である者にあつては、十二  
月以上」と、第二十條第一項中「當  
外手当」とあるのは「勤務地手当」  
と読み替える。

第一項の除員の扶養手当、勤務  
地手当、超過勤務手当、休日給及  
び夜勤手当については、第二十條  
並びに一般職の職員の給與に関する  
法律第十一條、第十一條の二、  
第十二條第一項から第三項まで及  
び第十五條から第十九條の二まで  
の規定を適用する。この場合にお  
いて、第二十條第一項中「當外手  
当」とあるのは「勤務地手当」と、  
一般職の職員の給與に関する法律  
第十一條の二第一項中「各庁の長」  
とあるのは「海上保安庁長官」と、  
同法第十九條の二中「人事院規則」  
とあるのは「政令」と読み替える。  
(海上警備官以外の隊員の寒冷地  
手当及び石炭手当)

第一項の除員の扶養手当、勤務  
地手当及び石炭手当については、予算  
の範囲内で寒冷地に在勤して常時勤務に服  
するものには、予算の範囲内で寒  
冷地手当を支給する。

第二十條 第二項の適用に  
(勤務時間及び休暇)

第二十四條 隊員の勤務時間及び休  
暇は、これらの者の健康の保持及  
び福祉の増進を考慮して政令で定  
める。

第三条の規定の適用については、  
同條第一号は「一 同一ノ階級又  
ハ等級ニ於テ其ノ階級又ハ等級ニ  
於ケル俸給ノ幅ノ最高額ヲ超エ  
給シタル者ニ付テハ海上警備隊の  
職員の給與等に関する法律別表第  
二又ハ別表第五ニ掲グル一号俸又  
ハ二号俸上位ノ号俸ヲ前條第一項

号俸	俸給日額	別表第一									
		三等海上警備員長	二等海上警備員	一等海上警備員	三等海上警備員	二等海上警備員	一等海上警備員	三等海上警備士補	二等海上警備士	一等海上警備士	三等海上警備士補
一	一五〇	一一〇	一〇〇	九〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇
二	一五五	一一五	一〇五	九五	八五	七五	六五	五五	四五	三五	二五
三	一六〇	一一六	一〇六	九六	八六	七六	六六	五六	四六	三六	二六
四	一六五	一一七	一〇七	九七	八七	七七	六七	五七	四七	三七	二七
五	一七〇	一一八	一〇八	九八	八八	七八	六八	五八	四八	三八	二八
六	一九八	一一九	一〇九	九九	八九	七九	六九	五九	四九	三九	二九
七	一九七	一一九	一〇九	九九	八九	七九	六九	五九	四九	三九	二九
八	一九六	一一九	一〇九	九九	八九	七九	六九	五九	四九	三九	二九
九	一九五	一一九	一〇九	九九	八九	七九	六九	五九	四九	三九	二九
一〇	一九四	一一九	一〇九	九九	八九	七九	六九	五九	四九	三九	二九

3 第一項の除員の扶養手当、勤務  
地手当、超過勤務手当、休日給及  
び夜勤手当については、第二十條  
並びに一般職の職員の給與に関する  
法律第十一條、第十一條の二、  
第十二條第一項から第三項まで及  
び第十五條から第十九條の二まで  
の規定を適用する。この場合にお  
いて、第二十條第一項中「當外手  
当」とあるのは「勤務地手当」と、  
一般職の職員の給與に関する法律  
第十一條の二第一項中「各庁の長」  
とあるのは「海上保安庁長官」と、  
同法第十九條の二中「人事院規則」  
とあるのは「政令」と読み替える。

2 前項に規定する隊員で北海道に  
在勤するものには、予算の範囲内  
で石炭手当を支給する。

3 第一項の寒冷地手当及び前項の  
石炭手当については、国家公務員  
に対する寒冷地手当及び石炭手当  
の支給に関する法律第二條及び第  
三條第一項の規定を適用する。こ  
の場合において、同法第二條第四

条第一項の規定による減額を  
行わない。

ノ号俸又ハ二号俸上位ノ号俸ト  
ス」とする。

(国家公務員共済組合法の特例)

2 民衆監獄職員とする。

官は、同法第二十三條に規定する  
警衛監獄職員とする。

3 上警備官については、適用しない。

4 海上警備官についての恩給法の  
規定の適用については、俸給日額  
の三十倍に相当する金額をその号  
俸に對応する俸給の月額とする。

5 隊員についての恩給法第五十九  
條ノ三の規定の適用については、  
同條第一号は「一 同一ノ階級又  
ハ等級ニ於テ其ノ階級又ハ等級ニ  
於ケル俸給ノ幅ノ最高額ヲ超エ  
給シタル者ニ付テハ海上警備隊の  
職員の給與等に関する法律別表第  
二又ハ別表第五ニ掲グル一号俸又  
ハ二号俸上位ノ号俸ヲ前條第一項

1 この法律は、公布の日から施行  
し、海上保安庁法の一部を改正する  
法律(昭和二十七年法律第 号)

2 この法律の施行の日から六月以  
後におけるその者の俸給は、第五  
條の規定にかかわらず、その者の  
從前の俸給を考慮して政令で定め  
る額とする。

3 第二十六條 海上警備官が第十八條  
の規定により療養を受けた場合に  
する共済組合は、同法第三十條及  
び第三十一條の規定による療養を  
施行の日から適用する。

昭和二十七年六月十三日 参議院会議録第五十一号 海上警備隊の職員の給與等に関する法律案

別業第三									
階級		手當		日額		階級		手當	
三二一等	海上海上警備員	三二等	海上警備員	一等	海上警備士	三二一等	海上警備監	一等	海上警備士
海上海上警備員	三二等	海上警備員	一等	海上警備士	三二一等	海上警備監	一等	海上警備士	三二一等
備員	海	警備員	海上	警備士	海	警備監	海上	警備士	海
負員	長	補	補	士	士	正	正	士	正
五五円		五五円	七〇円	八〇円	九〇円	一〇〇円	一一〇円	一二〇円	一五〇円

別表第三

卷三

別表第五

号	俸	俸給月額	号	俸	俸給月額	号	俸	俸給月額	号	俸	俸給月額
一一	四、六〇〇	一一	六、三〇〇	二一	九、九〇〇	三一	一〇、三〇〇	四一	一、〇〇〇	五一	一、〇〇〇
一二	四、七五〇	一二	六、五〇〇	二二	九、六〇〇	三二	一〇、六五〇	四二	一、八〇〇	五二	一、八〇〇
一三	四、九〇〇	一三	六、七〇〇	二三	九、五〇〇	三三	一、一〇〇	四三	一、四〇〇	五三	一、七、八〇〇
一四	五、〇五〇	一四	五、一〇〇	二四	九、四〇〇	三四	一、一〇〇	四五	一、八〇〇	五四	一八、四〇〇
一五	五、三五〇	一五	五、一〇〇	二五	九、三〇〇	三五	一、一〇〇	四五	一、九〇〇	五五	一九、六〇〇
一六	五、五〇〇	一六	五、三〇〇	二六	九、二〇〇	三六	一、一〇〇	四五	一、九〇〇	五六	二〇、四〇〇
一七	五、七〇〇	一七	七、三〇〇	二七	九、一〇〇	三七	一、一〇〇	四四	一、二一〇〇	五七	二一、二〇〇
一八	六、一〇〇	一八	七、五五〇	二八	八、〇五〇	三八	一、一〇〇	四五	一、二〇〇	五六	二二、一〇〇
一九	六、一〇〇	一九	八、〇五〇	二九	八、三〇〇	三九	一、一〇〇	四四	一、三、〇〇	五八	二三、六〇〇
二〇	六、一〇〇	二〇	八、三〇〇	三四	一、一〇〇	四一	一、一〇〇	四五	一、一〇〇	五九	二三、八〇〇

「カニエ邦彦君登壇、拍手」

## ○カニエ邦彦君 只今議題となりました海上警備隊の職員の給與等に関する申

法律案につきまして、人事委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先づこの法律案の提案理由について、政府の説明するところによりますと、海上警備隊の職員の給與等に関する申

た海上警備隊の職員の給與等に関する申

次に、その要旨を申上げますと、	第一に、海上警備官の給與についてであります。しかし、海上警備官は貨物を輸出するなどして、海上警備官の給與を容易にすると共に、給與事務を簡素化として定め、給與即ち、俸給、扶養手当、乗船手当、航海手当等は日額制とし、俸給については一般職の警察官の給與ベースを基準として海陸一本化として定め、扶養手当については一般職の国家公務員とおよそ同じ程度になるよう定め、船舶に乗り組む者の給	ります。第二に、海上警備官には一定の範囲内で食事を支給し、又職務に必要な被服を支給又は貸与することとし第三に、海上警備官が私傷病により療養の必要がある場合には、国が国家公務員共済組合法に定める例により療養費の負担をすることとし、第四に、海上警備隊の職員の勤務時間及び休暇については、職員の健康保持及び福祉の増進を考慮して政令で定めることといたしております。	るものであります。なお、第七に、海上警備隊の職員の勤務時間及び休暇については、職員の健康保持及び福祉の増進を考慮して政令で定めることといたしております。	この法律案は去る四月九日内閣より提出され、同十四日予備審査のため人事委員会に付託となり、同十九日來院議院より送付せられたものであります。本委員会においては、四月十六日提案理由の説明を求め、同三十日内容の逐條説明を聞き、五月八日以降質疑に入りました。詳細は会議録に譲ることといたしまして、質疑応答の主なるものを申上げますと、第一に「先般海上保安庁法の一部改正法案審査の際、海上警備隊の性格について村上運輸大臣の説明をしたところによりますれば、	機動隊の程度を出でないとのことであるが、他の大臣の答弁と矛盾するものではないか」との質疑に対しましては、「海上警備隊の任務も海上保安庁が從事しならぬつては、海上警備隊は又官と同様が、後者が主として平常の警備救難に當るに對し、前者は非常事態に對処するものであり、又警察予備隊が内閣總理大臣の認証を得なければ出動できず、その出動も極めて稀であるのに反して、海上警備隊は海上保安庁長官の命令で隨時出動でき、その出動回数も相當多いと思われる。これらの点において警視庁予備隊の線に近いと考へる。」との答弁があり、第二に、「先般の海上警備隊を新設するための理由として、海上保安庁法の一部改正では、元來組	五九	五一	一四、〇〇〇	五九	一三、六〇〇	五一	一四、〇〇〇	五九	一三、六〇〇	一一、八〇〇													
一二	六、三〇〇	一二	七、一〇〇	二二	九、五〇〇	三一	一、〇〇〇	四一	一、九〇〇	五一	一、九〇〇	三一	八、六〇〇	一二	六、六〇〇	三一	九、二五〇	三一	九、二五〇	四一	一、四、五〇〇	五一	一、四、五〇〇	五九	一三、六〇〇	一一、八〇〇		
一三	六、五〇〇	一三	七、三〇〇	二三	九、四〇〇	三二	一、一〇〇	四二	一、九〇〇	五二	一、七、二〇〇	三二	九、九〇〇	二二	六、九〇〇	二二	九、九〇〇	三二	九、九〇〇	三二	一、六、〇〇〇	四二	一、六、〇〇〇	五一	一、六、〇〇〇	五九	一三、六〇〇	一一、八〇〇
一四	六、九〇〇	一四	八、〇五〇	二四	九、五〇〇	三三	一、一〇〇	四五	一、九〇〇	五三	一、七、八〇〇	二三	九、九〇〇	二二	七、一〇〇	二二	九、九〇〇	三三	九、九〇〇	三三	一、六、〇〇〇	四五	一、六、〇〇〇	五一	一、六、〇〇〇	五九	一三、六〇〇	一一、八〇〇
一五	七、二〇〇	一五	九、〇五〇	二五	九、四〇〇	三四	一、一〇〇	四五	一、九〇〇	五四	一、九、〇〇〇	二三	九、九〇〇	二二	七、一〇〇	二二	九、九〇〇	三三	九、九〇〇	三三	一、六、〇〇〇	四五	一、六、〇〇〇	五一	一、六、〇〇〇	五九	一三、六〇〇	一一、八〇〇
一六	七、二〇〇	一六	九、〇五〇	二六	九、三〇〇	三五	一、一〇〇	四五	一、九〇〇	五五	一、九、〇〇〇	二三	九、九〇〇	二二	七、一〇〇	二二	九、九〇〇	三三	九、九〇〇	三三	一、六、〇〇〇	四五	一、六、〇〇〇	五一	一、六、〇〇〇	五九	一三、六〇〇	一一、八〇〇
一七	七、五五〇	一七	八、〇五〇	二七	九、二〇〇	三六	一、一〇〇	四五	一、九〇〇	五六	一、九、〇〇〇	二三	九、九〇〇	二二	七、一〇〇	二二	九、九〇〇	三三	九、九〇〇	三三	一、六、〇〇〇	四五	一、六、〇〇〇	五一	一、六、〇〇〇	五九	一三、六〇〇	一一、八〇〇
一八	八、〇五〇	一八	九、一〇〇	二八	九、一〇〇	三七	一、一〇〇	四五	一、九〇〇	五七	一、九、〇〇〇	二三	九、九〇〇	二二	七、一〇〇	二二	九、九〇〇	三三	九、九〇〇	三三	一、六、〇〇〇	四五	一、六、〇〇〇	五一	一、六、〇〇〇	五九	一三、六〇〇	一一、八〇〇
一九	九、一〇〇	一九	九、一〇〇	二九	九、一〇〇	三八	一、一〇〇	四五	一、九〇〇	五八	一、九、〇〇〇	二三	九、九〇〇	二二	七、一〇〇	二二	九、九〇〇	三三	九、九〇〇	三三	一、六、〇〇〇	四五	一、六、〇〇〇	五一	一、六、〇〇〇	五九	一三、六〇〇	一一、八〇〇
二〇	九、一〇〇	二〇	九、一〇〇	三〇	九、一〇〇	三九	一、一〇〇	四五	一、九〇〇	五九	一、九、〇〇〇	二三	九、九〇〇	二二	七、一〇〇	二二	九、九〇〇	三三	九、九〇〇	三三	一、六、〇〇〇	四五	一、六、〇〇〇	五一	一、六、〇〇〇	五九	一三、六〇〇	一一、八〇〇

家公務員の例に準じて支給しようとす

たのは、一般的職の職員とされま

る手当、乗船手当、航海手当等は日額制とし、俸給については一般職の警察官の給與ベースを基準として海陸一本化として定め、扶養手当については一般職の国家公務員とおよそ同じ程度になるよう定め、船舶に乗り組む者の給

り、支給しようとするものであります。な

ど、海上警備官には一般職の国家公務員に支給される勤務地手当を設けており

ませんが、これに相当する額のものは

平均して給與に加味したことであ

ります。

が、なぜ、このような法体系を混乱させる一時逃れの暫定的な措置をとらなければならなかつたのか」との質疑に対しましては、「独立後の状況判断から、海上における人命財産の保護又は治安維持のため、早急に有事即応の態勢を整える必要があつた次第である。」との答弁があり、第三に「海上警備隊の任務も海上保安庁の業務の範囲内で、海上保安官と本質的な違いがないというのに、なぜ特別職の扱いをして、むしろ適切でないと思う。」との答弁を整える必要があつた次第である。

日額の計算基礎には勤務地手当や超過勤務手当の平均額等が加算されているので、恩給の国庫納金や医療費相当額等が控除されていても、こういう有利な俸給日額を基礎として寒冷地手当や恩給を算出すれば、給與体系を異にする海上保安官その他的一般公務員との間に著しい不均衡を生ずるが、なぜこうした不均衡を来たしてまで日給制をとする必要があるのか。」との質疑に対しましては、「俸給日額の計算基礎について

一般的の警察職員及び船員の俸給額を基準とし、かたゞ、警察予備隊の給與は、平常は訓練を主とし、特に大きな災害等が生じた場合、その非常事態に対処するため出動する建前であるから、身分、服務、給與等を変える必要があり、警察予備隊と同様特別職としている。」との答弁があり、第四に「村上蓮藻大臣が、海上警備隊は警視庁予備隊の程度を出ない」と明確にしたのに、なぜ本案は警察予備隊と殆んど同一の給與基準を定めようとするのか。」との質疑に対しましては、「海上警備隊の目的は実質的に警察予備隊と大差がないからである。」との答弁があり、第五に、「海上警備隊の職員と海上保安庁の他の職員との間には、当初のみならず将来も相当人事の交流があるものと予想するが、両者の給與体系が異なる結果、将来非常に不便と混亂を生じないか。」との質疑に対しましては、「海上警備隊について給與体系を異にして日給制としたのは、給與支給の理由を以て反対、木下委員よりも反対の意を表せられ、討論を終り、採決に入りましたところ、多数を以て原案通り可決すべきものと議決いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手) ○議長(佐藤尚武君) 本案に対し討論の通告がござります。発言を許します。千葉信君。

〔千葉信君登壇、拍手〕 私は海上警備隊の職員の給與に関する法律案に対して反対いたします。千葉信君。

〔千葉信君登壇、拍手〕 基本的な反対理由から申上げますならば、もとよりこの海上警備隊なるものの設置は、軍隊の創設であり、吉田首相流に言うところのいわゆる防衛力の漸増に藉口する戦力の保持だからです。

次いで私は、この法案の具体的な内容について、随所に散見する不合理、不公平なる点の主要なる部分について、反対の理由を申上げます。

先づこの給與法は、占領治下における止むを得ざる窮屈情勢下に、ボツダム政令によつて設置された警備隊の給與制度を採用しておる。特に我々がここで銘記しなければならないのは、去る四月十九日リッジウェイ将軍は、「警隊は軍隊にならなければならない。そのことは締結され

た條約によつても義務條項として含まれている。」と発表しているのであります。この意味からは、その正否は別としないが、軍隊は持たなければなりません。その限りでは憲法は改正されなければならない。その限りでは憲法は改正されなければならないと言つてゐること

は、吉田首相が、国民を瞞着し、愚弄しながら、事实上軍隊を創設しつつある今日の態度に比べて、一日の長ありと言わなければならぬのであります。又吉田首相の態度は、歴史の審判の前に峻烈な断罪を受けなければならぬ非民主的な態度であることは、余りに明白な事実であります。(ノーノー) その通り」と呼ぶ者あり、拍手)かかる意味から、我々は、この法律案が憲法違反の上に立つて、更に次の罪悪を重ねようとしているものであるといふ立場から、先づこれに反対をするものであります。

次いで私は、この法案の具体的な内容について、随所に散見する不合理、不公平なる点の主要なる部分について、反対の理由を申上げます。

先づこの給與法は、占領治下における止むを得ざる窮屈情勢下に、ボツダム政令によつて設置された警備隊の給與制度を採用しておる。特に我々がここで銘記しなければならないのは、去る四月十九日リッジウェイ将軍は、「警隊は軍隊にならなければならない。そのことは締結され

るべきだ」と公言はしていないのであります。この法律案は、委員長報告にもありました

事務の簡素化のために日給制をとる必要がある。」との答弁がありました。

かくて昨十三日、質疑を終了し、討論に入り、千葉委員より、先般海上警備隊の新設を規定した海上保安庁法の一部改正は憲法違反の疑いがあり、又

高いといふことが、この際、問題とされなければならないのであります。若し一般的の公務員を、現在のように食うにも事を久くような状態で、而も無責任至極に放置しておいて、それで、一方、予備隊、警備隊等ばかり不當に高い給與に決定するならば、そこから却つて不平不満も起り、非能率的な状態も起るのであります。今この法案によりますると、十六歳の警備隊員の本俸は七千七十円であります。嚴密な本俸の比較で一般職の十八・六歳の公務員の本俸は四千円であります。十六歳で七千七十円、十八・六歳で四千円でいといふ政府の態度は、ただ／＼呆れるばかりであります。第一、諸君の良識がこういう事実を果して正しいと認めらるであります。(拍手)又、例を二十四年の法律第二百号による寒冷地手当にとれば、一般職は、本俸、家族手当、勤務地手当、超過勤務手当、乗船手当、營外手当の八割といつやり方であります。殆んど倍以上の寒冷地手当を出すことにして、法律第二百号の趣旨を事実上踰越しております。又、恩給法の問題、勿論軍隊だから、いつ白足袋に返り血を浴びて討死をするかも知れないから、恩給のことについては最も重視的に考えたのかも知れないが、第一、公務員が今までの恩給法でも今準備されておる新恩給法でも負担することに

なつておる恩給負担金、恩給納金は、この際は取らないことになつておるのあります。そして恩給額計算の基礎になるものは、一般公務員にあつては本俸額であるのに、警備隊の場合は、本俸、勤務地手当、超過勤務手当の平均額が加算される。それは今までの片手落ち、それほどまでの御機嫌買ひをしなければ軍隊は作れないではあります。こうまでも軍隊を作らなければならぬという約束をさせられ

た吉田内閣の苦しい立場もよくわかります。ここまでして権力に囲り付いていたいという吉田内閣の気持、こうまでして戦争利得者、軍需利得者、財閥どものお先棒を担がなければならぬるであります。(拍手)併し、それだからこそ、そのため吉田内閣の立場もよくわかります。(拍手)併し、それだからこそ、そのためには、私は断固吉田内閣の方針に反対して戦争利得者、軍需利得者、財閥どものお先棒を担がなければならぬるであります。

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 参照により附録に掲載

【審査報告書は都合により附録に

〔野溝勝君登壇、拍手〕

○野溝勝君 只今上程せられました大臣委員会付託の請願並びに陳情につきまして、本委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。

大蔵委員会におきましては、特に小委員会を設け、紹介議員からの趣旨の説明、各委員の意見及び政府の見解を十分に聴取いたしまして、その上、質疑応答を重ね、慎重に審議をいたしましたが、その結果は次の通りであります。

日程第三の請願は、宗教法人の使用する宗教教材機具の物品税を免除せられたいとの趣旨であり、日程第四第五、第六の請願は、労働者に対し従前通り労務加配酒制度を存続せられたいとの趣旨であり、日程第七の請願は、銀行從業員給与に対し大蔵省が干渉統制しているのは不适当であるか

外資産が価値不明のまま賠償に当たることは、関係者の忍びがたいところであり、連合国との賠償交渉の際にも詳細な資料が必要であるから、政府は在外資産の調査を一の際行われたいとの趣旨であり、日程第九の請願は、社会的性格と組織上の特質を有する農業協同組合に対し法人税を軽減せられるべきとの趣旨であります。單に農業協同組合のみならず、広く一般協同組合に対しても、ひとしく軽減措置を講ずるのが妥当と考えられます。日程第十の請願は、文化財保護法の精神に則つて指定国宝等の物品税を免除せられたいとの趣旨であり、日程第十一の請願は、織物消費税廃止により生産業者が並びに販売業者が不当に損害を受けたから、その補償をせられたいとの趣旨であります。

以上各項はいずれもその願意は妥当と考えられますので、これを議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

日程第十二の陳情は、北海道における公務員の石炭手当に対する所得税の免除又は控除制度を設けられたいとの趣旨であり、その願意は妥当と考えられますので、これを議院の會議に付し、内閣に送付すべものと決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を律案修正議決報告書

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、昭和二十七年度における國家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな

めます。参事に朗読させます。

## 〔参考朗読〕

昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案

昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案

昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案

(臨時手当の支給)

(在職期間の計算方法)

(カニエ邦彦君登壇、拍手)

七年法律第 号) の規定に基いて、臨時手当を支給する。

ことは、一般職の職員の給與月額に通じて政令で定める額とする。

一月とする。

昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案

昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案

が、国鉄、専元公社及び地方財政委員会より、それらの臨時手当支給の見通しについての説明が行われたものであります。なお「現在の公務員の給與水準は物価の趨勢等から考へても可なり下廻つてゐるものであるにもかかわらず、給與月額の〇・五を支給するのみで果して現状に適応したものと言えるか」との質問に対しても、政府側より、「予算上は年間を通して給與月額の一ヵ月分を計上しているが、年末手当の支給額との関係もあり、又現在の情勢から考慮して一応〇・五月分が適当であろうと思ふ」旨の答弁がありました。

まことにいたしまして省略いたします。

第二條 第一項中「百分の五十」を百分の七十五に、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、第一号の場合において、その額が三千五百円に満たない場合においては、三千五百円とする。

○議長(佐藤尚武君) 先づ委員長の報告を求めます。人事委員長カニエ邦彦君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案

昭和二十七年五月三十一日

衆議院議長 林 譲治  
参議院議長 佐藤尚武殿

昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案

2 前項の給與月額は、一般職の職員の給與に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)については、その者が昭和二十七年六月十五日現在において受けるべき同法に規定する俸給扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額とし、その他の職員につい

第一條 国家公務員(常時勤務に服さない者であつて政令で定めるものを除く)であつて昭和二十七年六月十五日に在職するもの(以下「職員」という。)に対しては、昭和二十七年度に限り、臨時手当を支給する。

第二條 臨時手当の額は、職員の給與月額に、その者の昭和二十六年十一月十六日から昭和二十七年六月十五日までの間ににおける在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月以上の場合 百分の五十  
二 在職期間が三月以上六月末満の場合 百分の三十  
三 在職期間が三月末満の場合 百分の十五

第六條 第二條第一項及び前三條に規定するものの外、在職期間の計算方法その他臨時手当の支給に関する事項を考慮して本年度に限り六月に臨時手当を支給することとしたものであるとして、取りあえず諸般の規定を了す。

第七條 第二條第一項及び前三條に規定するものの外、在職期間の計算方法その他臨時手当の支給に関する事項を考慮して本年度に限り六月に臨時手当を支給することとしたものであるとして、取りあえず諸般の規定を了す。

第八條 この法律は、公布の日から施行する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のようにより改正する。

昭和二十七年五月三十一日  
衆議院議長 林 譲治  
参議院議長 佐藤尚武殿

昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案

その詳細についてはこれを会議録に譲りました。



黒田	英三君	小林	英三君	川村	英三君	川村	英三君	深川築左エ門君	岩木哲夫君
中川	以良君	三浦	源吉君	三郎君	松助君	三郎君	松助君	河崎	岩男仁藏君
宮城タマヨ君	三浦	源吉君	三郎君	三郎君	三郎君	三郎君	三郎君	木下	仁藏君
野田	卯一君	大野木秀次郎君	大野木秀次郎君	大野	正男君	大野	正男君	勝君	ナツ君
西川甚五郎君	堀越辰雄君	西川甚五郎君	西川甚五郎君	東	木村禧八郎君	東	木村禧八郎君	木下	源吉君
松本昇君	堀越儀郎君	松本昇君	松本昇君	山田	鈴木清一君	山田	鈴木清一君	野溝	勝君
石村幸作君	高橋進太郎君	石村幸作君	高橋進太郎君	大野	大野幸一君	大野	大野幸一君	大野	正男君
高橋進太郎君	高橋進太郎君	高橋進太郎君	高橋進太郎君	隆君	永井純一郎君	隆君	永井純一郎君	河崎	正男君
平沼彌太郎君	平沼彌太郎君	平沼彌太郎君	平沼彌太郎君	千田	千田正君	千田	千田正君	木下	正男君
有馬恭一君	有馬恭一君	有馬恭一君	有馬恭一君	田中	田中一君	田中	田中一君	河崎	仁藏君
小川久義君	伊能君	伊能君	伊能君	島	島羽仁五郎君	島	島羽仁五郎君	木下	源吉君
平林太二君	平林太二君	平林太二君	平林太二君	島	島須藤五郎君	島	島須藤五郎君	千葉	哲夫君
長谷山行毅君	鈴木直人君	鈴木直人君	鈴木直人君	千田	千田正君	千田	千田正君	水橋	仁藏君
鈴木七郎君	鈴木七郎君	鈴木七郎君	鈴木七郎君	田中	田中一君	田中	田中一君	藤作	行毅君
長島謙君	長島謙君	長島謙君	長島謙君	島	島岡村文四郎君	島	島岡村文四郎君	千葉	須藤五郎君
竹中七郎君	竹中七郎君	竹中七郎君	竹中七郎君	島	島金子洋文君	島	島金子洋文君	水橋	行毅君
菊田七平君	菊田七平君	菊田七平君	菊田七平君	島	島岡村文四郎君	島	島岡村文四郎君	藤作	須藤五郎君
潤井治三郎君	潤井治三郎君	潤井治三郎君	潤井治三郎君	島	島千葉哲夫君	島	島千葉哲夫君	千葉	行毅君
前之園喜一郎君	前之園喜一郎君	前之園喜一郎君	前之園喜一郎君	島	島岩崎正三郎君	島	島岩崎正三郎君	水橋	行毅君
池田宇右衛門君	池田宇右衛門君	池田宇右衛門君	池田宇右衛門君	島	島大野幸一君	島	島大野幸一君	藤作	行毅君
駒井藤平君	駒井藤平君	駒井藤平君	駒井藤平君	島	島木下	島	島木下	千葉	行毅君
油井賢太郎君	油井賢太郎君	油井賢太郎君	油井賢太郎君	島	島河崎	島	島河崎	水橋	行毅君
中山壽彦君	中山壽彦君	中山壽彦君	中山壽彦君	島	島木下	島	島木下	藤作	行毅君
岩沢忠恭君	岩沢忠恭君	岩沢忠恭君	岩沢忠恭君	島	島千葉	島	島千葉	千葉	行毅君
栗沢赳夫君	栗沢赳夫君	栗沢赳夫君	栗沢赳夫君	島	島カニエ邦彦君	島	島カニエ邦彦君	水橋	行毅君
大庭晋三君	大庭晋三君	大庭晋三君	大庭晋三君	島	島赤松常子君	島	島赤松常子君	藤作	行毅君
黒川武雄君	黒川武雄君	黒川武雄君	黒川武雄君	島	島伊藤修君	島	島伊藤修君	千葉	行毅君
稻垣平太郎君	稻垣平太郎君	稻垣平太郎君	稻垣平太郎君	島	島原秀吉君	島	島原秀吉君	水橋	行毅君
門田定藏君	門田定藏君	門田定藏君	門田定藏君	島	島下條恭兵君	島	島下條恭兵君	千葉	行毅君
江田三郎君	江田三郎君	江田三郎君	江田三郎君	島	島片岡文重君	島	島片岡文重君	水橋	行毅君
三好三福郎君	三好三福郎君	三好三福郎君	三好三福郎君	島	島國務大臣	島	島國務大臣	千葉	行毅君
栗山良夫君	栗山良夫君	栗山良夫君	栗山良夫君	島	島運輸大臣	島	島運輸大臣	水橋	行毅君
荒木正三郎君	荒木正三郎君	荒木正三郎君	荒木正三郎君	島	島建設大臣	島	島建設大臣	千葉	行毅君
羽生三七君	羽生三七君	羽生三七君	羽生三七君	島	島農業大臣	島	島農業大臣	水橋	行毅君
石川清一君	石川清一君	石川清一君	石川清一君	島	島大蔵大臣	島	島大蔵大臣	千葉	行毅君
松原和田	松原和田	松原和田	松原和田	島	島河野一之君	島	島河野一之君	水橋	行毅君
博雄君	博雄君	博雄君	博雄君	島	島大藏主計局長	島	島大藏主計局長	千葉	行毅君
山崎一彦君	山崎一彦君	山崎一彦君	山崎一彦君	島	島運輸大臣官房総長	島	島建設大臣官房総長	水橋	行毅君
深川タマエ君	深川タマエ君	深川タマエ君	深川タマエ君	島	島河野一之君	島	島河野一之君	千葉	行毅君
内村清次君	内村清次君	内村清次君	内村清次君	島	島間嶋大治郎君	島	島間嶋大治郎君	水橋	行毅君
梅津紅露君	梅津紅露君	梅津紅露君	梅津紅露君	島	島柳沢米吉君	島	島柳沢米吉君	千葉	行毅君
若木勝藏君	若木勝藏君	若木勝藏君	若木勝藏君	島	島海上保安庁長官	島	島海上保安庁長官	水橋	行毅君
高田なほ子君	高田なほ子君	高田なほ子君	高田なほ子君	島	島柳沢米吉君	島	島柳沢米吉君	千葉	行毅君
恒君	恒君	恒君	恒君	島	島柳沢米吉君	島	島柳沢米吉君	水橋	行毅君